

望月厚子の

これだけは言っておきたい!

第91回 日本の相対的貧困率…本当に国民の7人に1人が貧困なのか?

望月 厚子 (ファイナンシャルプランナー・社会保険労務士)

大手生保在職中にFP相談窓口を担当するなど、実務経験を積んだ後に独立系FP会社を経てフリーに。現在は個人相談業務や原稿執筆、セミナー講師などで活躍中。

●日本の相対的貧困率

今月12日、厚生労働省は'10年の「国民生活基礎調査」を発表した。

この調査の目的は保健、医療、福祉、年金、所得など国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画および運営に必要な基礎資料を得ることである。'85年から開始され、3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は小規模な調査を行う。

この調査によれば、「相対的貧困率('09年)」は16.0%で、前回('06年)より0.3ポイント悪化し、'85年の調査開始以降最悪の結果である。実に国民の7人に1人が貧困状態であることを示しているという。たしかに、不況ではあるが、貧困状態の人が7人に1人もいるとは思えない。同省は貧困率が上昇した理由を「所得の低い高齢者や非正規労働者が増えたため」としている。

相対的貧困率はどのようにして計算するのだろうか? これは世帯員の差を調整した「可処分所得(等価可処分所得)」を計算し、「可処分所得」を少ない順に並べて、中央の人の金額('09年は224万円)を特定し、その金額の半分の水準(112万円)を「貧困線」として、その貧困線を下回る人数を算出し、全体の人口で割って計算したものである。

この計算方法はOECD(経済協力開発機構)が採用しており、日本では'09年10月に当時の厚生労働大臣の長妻氏がこの計算方法で日本の相対的貧困率と子どもの貧困率(後述)を作成するように指示している。

なお、相対的貧困率は「可処分所得」をベースにしているため、就労所得や財産所得、公的年金なども所得に含まれるが、各人の持つ資産の多寡については一切考慮されていない。

たとえば、自営業者の夫が他界し、

妻は自分の老齢年金と夫が残した潤沢な資産を取り崩しながら生活している人は可処分所得が低く、「貧困世帯」とみなされる。したがって相対的貧困率は必ずしも私たちの生活実態を反映しているとはいえない。

●子どもの貧困という問題の存在

子どもに関する解決すべき問題として児童虐待がしばしば取り上げられているが、同程度に重要な問題として「子ども貧困」の問題がある。

今回の調査によれば、17歳以下の子どもの貧困の割合を示す「子どもの貧困率」は前回の調査より1.5ポイント増えて15.7%になった。これは小学校35人学級で、5人の子どもが貧困状態にあるということになる。

今回の調査とは時期が異なるが、日本私立中学高等学校連合会の報告によると'08年末の学費滞納者は2.7%(24,490人)で、'07年末の0.9%(7,827人)と比べ状況は急激に悪化している。このように学費未納など金銭的な問題もあるが、子どもの貧困はこの問題にとどまらない。

貧困は人間としての生きていく力と将来の可能性を奪うことがある。'09年8月のクルーレポート(第307号)で「親の年収の高低で子どもの成績が決まる?」とし、「保護者の年収が高い世帯ほど子どもの学力が高い傾向にある」との調査結果を報告したことがある。

今は少子化のため、子ども一人に対する教育資金の額は増えており、塾や習い事をしている子どもも多い。たとえば、小学校の入学前にひらがなの読み書きができるのは「当たり前」といわれ、入学した時点で読み書きができる子とできない子の学力に大きな差がつく。

もちろん、学習意欲が高く、努力する子どもも多いが、金銭面で進学する

ことが難しいとわかると学習意欲が低下し、勉強しても仕方がないとあきらめてしまうこともあるだろう。貧困は進学を断念させ、勉強する機会を奪うだけでなく、学力を身につけ、好条件で就職して(仕事を心得)自立するという機会も奪うのだ。

子どもの貧困の背景には、一人親家庭が増えたことだけでなく、不況などで父親が事業に失敗したり、リストラされた二人親家庭、両親ともに非正規労働者の家庭の増加もあげられる。「貧困の連鎖」ともいわれるが、子ども時代の貧困は、成人してからの所得や就職にも大きな影響を及ぼし、その「格差」は受け継がれる。貧困を断ち切るための具体的な対策が必要である。

●貧困を断ち切るには

以前から「ワーキングプア」ともいわれ、正社員並みに働いても収入が上がらず、ギリギリの収入で生活する非正規労働者の問題がある。

このワーキングプア対策としては最低賃金の引き上げ、職業訓練の実施、雇用機会の増大、生活保護制度の拡充などがある。一見、生活保護制度拡充は特効薬と思われるが、そうともいえない。

生活保護制度は、家族構成や資産などを考慮し、その困窮の程度に応じて、保護費を決定する。働くことが可能であれば、その能力に応じて働くことになるが、一定水準以上の所得を得ると所得が増えた分だけ保護費が減額あるいは打ち切られてしまうのだ。せっかく働いて収入を得ても、手取収入は増えず、いつまでも経済的な自立ができない。

経済的な自立を促し、生活保護制度などの給付行政からの脱却をインセンティブ(刺激・誘引)することなどを目的とする制度として「給付付き税額控除」がある。既に、諸外国においては導入している国もあり、その効果も知られている。給付付き税額控除の仕組みと効果については次回紹介したい。

クルーレポート 第399号 2011年7月16日

無許可転載禁

生活設計塾

CLUE